

●香川県告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成24年8月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成22年2月1日	満濃タクシー訪問介護部 仲多度郡まんのう町吉野下 278番地1	株式会社満濃タクシー 仲多度郡まんのう町吉野下 278番地1	訪問介護
平成23年1月1日	居宅介護支援事業所りん 仲多度郡多度津町栄町2丁目4番10号	特定非営利活動法人あおぞら 仲多度郡多度津町栄町2丁目4番10号	居宅介護支援
平成23年2月14日	有料老人ホーム御徳 さぬき市鴨部7343番地1	有限会社介護支援サービスセンター御徳 さぬき市鴨部4469番地3	特定施設入居者生活介護
平成24年3月1日	丸亀市医師会居宅介護支援事業所 丸亀市大手町2丁目1番7号丸亀市保健福祉センター3階	社団法人丸亀市医師会 丸亀市中府町5丁目1番3号	居宅介護支援
平成24年4月1日	訪問看護ステーション東かがわ 東かがわ市川東87番地7	医療法人社団聖心会 東かがわ市川東103番地1	訪問看護 介護予防訪問看護